

平成 30 年度日本気象学会北海道支部総会 次第

日本気象学会北海道支部

日 時：平成 30 年 7 月 17 日（火） 13：00～13：30

場 所：北海道大学環境科学院 D201 教室

- 1 開会  
第 31 期支部役員選挙結果報告 資料 0
- 2 支部長挨拶
- 3 議長選出
- 4 議 事
  - (1) 平成 30 年度北海道支部収支予算書（事務局） 資料 1
  - (2) 平成 30 年度北海道支部事業計画（幹事長） 資料 2
  - (3) 支部規約改正に向けた提案（稲津理事） 資料 3
- 5 報 告
  - (1) 支部役員の承認 資料 4
  - (2) 平成 29 年度北海道支部会計収支計算書（事務局） 資料 5
  - (3) 平成 29 年度北海道支部会計監査報告（会計監査） 資料 6
  - (4) 平成 29 年度北海道支部事業報告（幹事長） 資料 7
  - (5) 支部賞及び支部発表賞について（稲津理事） 資料 8
  - (6) その他
- 6 議長解任
- 7 閉会

## 細氷64号 平成30年度支部総会報告

平成30年度収支予算書(案)

(2018年4月1日～2019年3月31日)

日本気象学会北海道支部

項目	予算額	前年度予算額	増減	備考
収入の部				
事業活動収入				
本部交付金	560,000	563,600	-3,600	(175名@1200+35万円)
夏季大学等補助金			0	
支部活動強化基金補助金	150,000	100,000	50,000	新規 支部顕彰+5万円
事業収入 (事項なし)	0	0	0	
雑収入				
預金利息	10	100	-90	
その他(前年度繰越金)	463,309	207,406	255,903	
事業活動収入計 (1)	1,173,319	871,106	(302,213)	
支出の部			(0)	
事業活動支出			(0)	
事業費支出	(281,000)	(231,000)	(50,000)	
気象講演会経費	(131,000)	(131,000)	(0)	
旅費交通費	15,000	15,000	0	
通信運搬費	3,000	3,000	0	
消耗品費	3,000	3,000	0	
印刷製本費	3,000	3,000	0	
会場借料	17,000	17,000	0	
諸謝金	90,000	90,000	0	
気象講座経費	(100,000)	(100,000)	(0)	
旅費交通費	8,000	5,000	3,000	
通信運搬費	0	5,000	-5,000	
消耗品費	2,000	2,000	0	
印刷製本費	60,000	28,000	32,000	
会場借料	10,000	20,000	-10,000	
諸謝金	20,000	40,000	-20,000	
支部顕彰費	(50,000)	0	(50,000)	新規 支部顕彰
	50,000	0	50,000	
支部機関誌「細氷」刊行経費	(0)	(0)		
通信運搬費	0	0		
管理費支出	(422,000)	(394,000)	(28,000)	
総会・理事会・幹事会費	(98,000)	(143,000)	-(45,000)	
会議費	20,000	20,000	0	
旅費交通費	20,000	20,000	0	
通信運搬費	20,000	20,000	0	
消耗品費	5,000	50,000	-45,000	
印刷製本費	20,000	20,000	0	
借料	13,000	13,000	0	
事務費	(251,000)	(251,000)	(0)	
委託費(役務費)	241,000	241,000	0	
手数料	10,000	10,000	0	
ホームページ運営費	0	0	0	*業務委託契約に含む
サーバー通信運搬費(借料)	0	0	0	
ホームページ維持管理費(委託役務)	0	0	0	
役員選挙費	(73,000)	(0)	(73,000)	*H30年度は役員 選挙経費を計上
選挙公報・投票用紙印刷製本費	70,000	0	70,000	
選挙管理委員会 会議費	3,000	0	3,000	
事業活動支出計 (2)	703,000	625,000	78,000	
予備費支出				
予備費	470,319	246,106	(224,213)	
予備費支出計 (3)	470,319	246,106	(224,213)	
当期収支差額 (A) = (1) - (2) - (3)	0	0	(0)	
前期繰越収支差額 (B)	0	0	(0)	
次期繰越収支差額 (A)+(B)	0	0	(0)	

## 平成 30 年度支部事業計画（案）

- 1 支部総会  
日 時：平成 30 年 7 月 17 日(火)  
場 所：北海道大学
  
- 2 支部研究発表会  
第 1 回 支部総会に引き続いて行う。  
日 時：平成 30 年 7 月 17 日(火)  
場 所：北海道大学  
  
第 2 回 札幌管区気象研究会と合同開催  
日 時：平成 30 年 12 月中旬予定  
場 所：札幌管区気象台
  
- 3 気象講座（一般向けのアウトリーチ）  
ア 気象講座（サイエンスカフェ形式）  
札幌管区気象台と共催（時期未定）
  
- 4 気象講演会（準専門家向けの講演会で高度専門知識の共有）  
日 時：平成 30 年 10 月 13 日（土）予定  
場 所：稚内総合文化センター  
主 催：札幌管区気象台、稚内地方気象台（日本気象学会北海道支部 共催）  
内 容：地球温暖化・防災講演会 ～大雨から命を守るために（仮題）～
  
- 5 細氷 6 4 号発行
  
- 6 日本気象学会北海道支部賞（支部研究発表賞）の授賞
  
- 7 理事会  
第 1 回  
日 時：平成 30 年 6 月 12 日  
場 所：札幌管区気象台 中会議室  
  
第 2 回  
日 時：平成 30 年 12 月中旬予定  
場 所：札幌管区気象台 中会議室

## 公益社団法人 日本気象学会北海道支部規約

S 3 2.	7.	1 1	制 定
S 4 0.	8.	7	一部改正
S 4 5.	6.	2 4	一部改正
S 5 3.	5.	3 0	一部改正
S 6 2.	6.	1 0	一部改正
H 2.	6.	1 9	一部改正
H 5.	6.	1 1	一部改正
H 2 5.	6.	2 4	一部改正

- 第 一 条 本支部は公益社団法人日本気象学会北海道支部という。
- 第 二 条 本支部は事務局を札幌市中央区北2条西18丁目札幌管区気象台内におく。
- 第 三 条 本支部は北海道に在住するすべての日本気象学会会員によって構成される。
- 第 四 条 本支部は日本気象学会の定款の範囲内で事業を行なうが、特に支部会員の研究の奨励推進並びに相互の連絡につとめることを目的とする。
- 第 五 条 本支部は前条の目的を達成するため講演会並びに学術的会合の開催その他本支部の目的にかなうと思われる事業を行なう。
- 第 六 条 本支部の事業年度は4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。
- 第 七 条 本規約の実行に必要な細則は支部理事会の決議によって別に定める。支部理事会は支部の理事および当支部に籍をおく全国理事によって構成される。
- 第 八 条 本支部に次の役員をおく。  
理 事 3名（内支部長1名、常任理事1名）  
会計監査 1名  
幹 事 4名以上（内幹事長1名）
- 第 九 条 理事および会計監査は支部会員の互選によって定める。
- 第 十 条 支部長および常任理事は理事の互選によって理事の中から定める。
- 第 十 一 条 幹事長および幹事は支部長の指名による。
- 第 十 二 条 支部長は本支部を代表して会務を総理する。支部長に事故ある時は、常任理事がその職務を代行する。
- 第 十 三 条 理事は本支部の会務を統括する。その統括に基づき、幹事は本支部の会務を実施し、幹事長がそれを主導する。会計監査は本支部の会計を監査する。なお、理事は幹事長を兼務することができる。
- 第 十 四 条 役員任期は2年とする。但し重任は妨げない。理事および会計監査は任期満了後でも後任者の就任するまでその責務を行なう。
- 第 十 五 条 総会の開催、議決等は日本気象学会定款に準じて行なう。
- 第 十 六 条 本支部は第四条の目的を達成するため支部機関誌「細氷」を電子媒体により発行する。前条の総会の議事の要項および議決した事項は、同機関誌等により支部会員に通知する。

## 北海道支部役員選挙規則

- 第 一 条 理事および会計監査選挙の投票日は理事会で決定する。
- 第 二 条 支部長は投票締切日の15日前までに投票用紙および支部会員名簿を会員に配布し周知を図るものとする。
- 第 三 条 投票は無記名、文書投票とし理事は定数内の連記とし、会計監査は単記とする。
- 第 四 条 有効投票により投票の多い順に当選とする。投票数が同じものが2名以上出た場合

は年長順とする。

第 五 条 理事および会計監査に欠員を生じた場合は、理事会の推薦によって補充する。

第 六 条 開票は常任理事立会のもとに行なう。

第 七 条 開票の結果は理事会に報告し、「細氷」または「天気」に掲載する。

## 改定案

## 公益社団法人 日本気象学会北海道支部規約

S 3 2.	7.	1 1	制 定
S 4 0.	8.	7	一部改正
S 4 5.	6.	2 4	一部改正
S 5 3.	5.	3 0	一部改正
S 6 2.	6.	1 0	一部改正
H 2.	6.	1 9	一部改正
H 5.	6.	1 1	一部改正
H 2 5.	6.	2 4	一部改正
X 1.	6.	X X	全部改正

## (総則)

- 第 一 条 公益社団法人日本気象学会細則に基づき北海道支部（以降、支部）をおく。本規約は公益社団法人日本気象学会細則第4条の支部規程に該当する。
- 第 二 条 支部は事務局をおく。
- 第 三 条 (削除)
- 第 四 条 (削除)
- 第 五 条 (削除)
- 第 六 条 (削除)

## (支部理事会)

- 第 七 条 支部理事会は支部の理事によって構成される。
- 第 八 条 支部に次の役員をおく。  
理 事 3名（内支部長1名、常任理事1名）  
会計監査 1名  
幹 事 4名以上（内幹事長1名）
- 第 九 条 理事および会計監査は支部会員の立候補者の中から選挙によって定める。
- 第 十 条 支部長および常任理事は理事の互選によって理事の中から定める。
- 第 十 一 条 幹事長および幹事は支部長の指名による。
- 第 十 二 条 支部長に事故ある時は、常任理事がその職務を代行する。
- 第 十 三 条 理事は支部の会務を統括する。その統括に基づき、幹事は支部の会務を実施し、幹事長がそれを主導する。会計監査は支部の会計を監査する。なお、理事は幹事長を兼務することができる。
- 第 十 四 条 役員任期は2年とする。但し重任は妨げない。理事および会計監査は任期満了後でも後任者が就任するまでその責務を行う。

## (支部総会)

- 第 十 五 条 支部総会の議事は、理事および会計監査の選任および解任、ならびに本規約改定の上申に限る。支部長は第二十五条に定める他、必要と認めるときに、支部総会を招集する。
- 第 十 六 条 支部総会の議事要項は支部総会の7日前までに支部会員に通知する。また、支部総会で議決した事項は、支部総会后すみやかに支部会員に通知する。
- 第 十 七 条 支部会員は支部総会において各1個の議決権を有する。支部総会における決議は議決権の3分の1以上の出席と、出席支部会員の過半数によって行う。なお、支部総会へは電磁的な方法を含む書面による出席も可とする。

## (支部役員選挙規則)

## 細氷64号 平成30年度支部総会報告

- 第十八条 支部役員選挙の投票日および選挙の方法は支部理事会で決定する。
- 第十九条 支部長は投票日の30日前までに選挙管理委員会を設置して、役員選挙を告示する。また、選挙管理委員会は投票日の15日前までに支部会員の中から支部役員候補者を定め、候補者名簿をすみやかに支部会員に通知する。
- 第二十条 選挙管理委員会の構成員は支部長が支部会員から指名する。選挙管理委員会は支部役員選挙の実務を行う。また、支部長は支部役員選挙に立候補したものを選挙管理委員会の構成員から解任しなければならない。
- 第二十一条 投票は無記名投票とする。
- 第二十二条 有効投票により投票の多い順に当選とする。投票数が同じものが2名以上出た場合はくじびきにより順を定める。
- 第二十三条 理事および会計監査に欠員を生じた場合は、支部理事会の推薦によって補充する。なお、理事すべてに欠員が生じた場合は、幹事が理事の職務を代行する。
- 第二十四条 開票は常任理事立ち会いのもとに選挙管理委員会が行う。
- 第二十五条 選挙管理委員会は開票の結果を支部会員にすみやかに通知する。また、支部長は、開票後すみやかに支部総会を招集する。

### (支部機関誌)

- 第二十六条 支部は支部機関誌「細氷」を電子媒体により発行する。

### (顕彰)

- 第二十七条 支部はすぐれた功績のあった支部会員を顕彰する。

日本気象学会北海道支部規約（平成31年度改訂案） 新旧対応表

条	平成31年度改訂案	現行支部規約
第一条	<p>(総則)</p> <p><del>本支部は</del>公益社団法人日本気象学会細則に基づき北海道支部（以降、支部）をおく<del>と</del>いう。本規約は公益社団法人日本気象学会細則第4条の支部規程に該当する。</p>	<p>本支部は公益社団法人日本気象学会北海道支部という。</p>
第二条	<p><del>本支部は事務局を札幌市中央区北2条西18丁目札幌管区気象台内におく。</del></p>	<p>本支部は事務局を札幌市中央区北2条西18丁目札幌管区気象台内におく。</p>
第三条	<p>(削除)</p>	<p>本支部は北海道に在住するすべての日本気象学会会員によって構成される。</p>
第四条	<p>(削除)</p>	<p>本支部は日本気象学会の定款の範囲内で事業を行なうが、特に支部会員の研究の奨励推進並びに相互の連絡につとめることを目的とする。</p>
第五条	<p>(削除)</p>	<p>本支部は前条の目的を達成するため講演会並びに学術的会合の開催その他本支部の目的にかなうと思われる事業を行なう。</p>



第六条	<p>(削除)</p>	<p>本支部の事業年度は4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。</p>
第七条	<p>(支部理事会)  <del>本規約の実行に必要な細則は支部理事会の決議によって別に定める。支部理事会は支部の理事および当支部に籍をおく全国理事によって構成される。</del></p>	<p>本規約の実行に必要な細則は支部理事会の決議によって別に定める。支部理事会は支部の理事および当支部に籍をおく全国理事によって構成される。</p>
第八条	<p><del>本</del>支部に次の役員をおく。          理事 3名 (内支部長1名、常任理事1名)          会計監査 1名          幹事 4名以上 (内幹事長1名)</p>	<p>本支部に次の役員をおく。          理事 3名 (内支部長1名、常任理事1名)          会計監査 1名          幹事 4名以上 (内幹事長1名)</p>
第九条	<p>理事および会計監査は支部会員の立候補者の中から選挙互選によって定める。</p>	<p>理事および会計監査は支部会員の互選によって定める。</p>
第十条	<p>支部長および常任理事は理事の互選によって理事の中から定める。</p>	<p>支部長および常任理事は理事の互選によって理事の中から定める。</p>
第十一条	<p>幹事長および幹事は支部長の指名による。</p>	<p>幹事長および幹事は支部長の指名による。</p>
第十二条	<p><del>支部長は本支部を代表して会務を総理する。支部長に事故ある時は、常任理事がその職務を代行する。</del></p>	<p>支部長は本支部を代表して会務を総理する。支部長に事故ある時は、常任理事がその職務を代行する。</p>

<p>第十三条</p>	<p>理事は<b>本</b>支部の会務を統括する。その統括に基づき、幹事は<b>本</b>支部の会務を実施し、幹事長がそれを主導する。会計監査は<b>本</b>支部の会計を監査する。なお、理事は幹事長を兼務することができる。</p>	<p>理事は本支部の会務を統括する。その統括に基づき、幹事は本支部の会務を実施し、幹事長がそれを主導する。会計監査は本支部の会計を監査する。なお、理事は幹事長を兼務することができる。</p>
<p>第十四条</p>	<p>役員の任期は2年とする。但し重任は妨げない。理事および会計監査は任期満了後でも後任者が就任するまでの責務を行なう。</p>	<p>役員の任期は2年とする。但し重任は妨げない。理事および会計監査は任期満了後でも後任者の就任するまでの責務を行なう。</p>
<p>第十五条</p>	<p>(支部総会) 支部総会の議事開催、議決等は、理事および会計監査の選任および解任、ならびに本規約改定の上申に限る<b>日本気象学会定款に準じて行なう</b>。支部長は第二十五条に定める他、必要と認めるときに、支部総会を招集する。</p>	<p>総会の開催、議決等は日本気象学会定款に準じて行なう。</p>
<p>第十六条</p>	<p><del>本支部は第四条の目的を達成するため支部機関誌「細水」を電子媒体により発行する。前条の支部総会の議事の要項は支部総会の7日前までに支部会員に通知する。およびまた、支部総会で議決した事項は、同機関誌等により支部総会后すみやかに支部会員に通知する。</del></p>	<p>本支部は第四条の目的を達成するため支部機関誌「細水」を電子媒体により発行する。前条の総会の議事の要項および議決した事項は、同機関誌等により支部会員に通知する。</p>
<p>第十七条</p>	<p>支部会員は支部総会において各1個の議決権を有する。</p>	

<p><del>第一条</del> 第十八条</p>	<p>支部総会における決議は議決権の3分の1以上の出席と、出席支部会員の過半数によって行う。なお、支部総会へは電磁的な方法を含む書面による出席も可とする。</p> <p>(北海道支部役員選挙規則) 理事および会計監査支部役員選挙の投票日および選挙の方法は支部理事会で決定する。</p>	<p>北海道支部役員選挙規則 理事および会計監査選挙の投票日は理事会で決定する。</p>
<p><del>第二条</del> 第十九条</p>	<p>支部長は投票締切日の30日前までに選挙管理委員会を設置して、役員選挙を告示する。また、選挙管理委員会は投票日の15日前までに投票用紙および支部会員の中から支部役員候補者を定め、支部会員候補者名簿をすみやかに支部会員に配布し周知を図るものと通知する。</p>	<p>支部長は投票締切日の15日前までに投票用紙および支部会員名簿を会員に配布し周知を図るものとする。</p>
<p>第二十条</p>	<p>選挙管理委員会の構成員は支部長が支部会員から指名する。選挙管理委員会は支部役員選挙の実務を行う。また、支部長は支部役員選挙に立候補したものを選挙管理委員会の構成員から解任しなければならない。</p>	
<p><del>第三条</del> 第二十一条</p>	<p>投票は無記名、文書投票とし理事は定数内の連記とし、会計監査は単記とする。</p>	<p>投票は無記名、文書投票とし理事は定数内の連記とし、会計監査は単記とする。</p>
<p><del>第四条</del></p>	<p>有効投票により投票の多い順に当選とする。投票数が同</p>	<p>有効投票により投票の多い順に当選とする。投票数が同</p>

<p><del>第二十二</del>条</p>	<p>じものが2名以上出た場合はくじびきにより<b>年長順</b>とす を定める。</p>	<p>じものが2名以上出た場合は年長順とする。</p>
<p><del>第 五</del>条</p>	<p>理事および会計監査に欠員を生じた場合は、支部理事会 の推薦によって補充する。なお、理事すべてに欠員が生じ た場合は、幹事が理事の職務を代行する。</p>	<p>理事および会計監査に欠員を生じた場合は、理事会の推 薦によって補充する。</p>
<p><del>第二十三</del>条</p>	<p>開票は常任理事立ち会いのもとに<b>選挙管理委員会が行</b> う。</p>	<p>開票は常任理事立ち会いのもとに行なう。</p>
<p><del>第 六</del>条</p>	<p><del>選挙管理委員会は開票の結果はを支部会員にすみやかに 通知理事会に報告し、「細氷」または「天気」に掲載する。 また、支部長は、開票後すみやかに支部総会を招集する。</del></p>	<p>開票の結果は理事会に報告し、「細氷」または「天気」に 掲載する。</p>
<p><del>第二十四</del>条</p>	<p>(支部機関誌)</p>	
<p><del>第 七</del>条</p>	<p><del>本支部は第四條の目的を達成するため支部機関誌「細氷」 を電子媒体により発行する。</del></p>	
<p><del>第二十五</del>条</p>	<p>(顕彰)</p>	
<p>第二十六条</p>	<p>支部はすぐれた功績のあった支部会員を顕彰する。</p>	
<p>第二十七条</p>		

# 日本気象学会北海道支部規約 全部改定案・概要

(北海道支部規約改定WG)

## 略称の説明

定：日本気象学会定款

細：日本気象学会細則

支：日本気象学会北海道支部規約

選：日本気象学会北海道支部役員選挙規則

## 支部総会の議事

1

### 現行

- 議事
- ・規約改定 (支15→定12-3)
  - ・理事・会計監査の選任・解任 (支15→定12-2)
  - ・予算・事業の承認 (支15→定12-4)
- 報告
- ・前年度会計と会計監査
  - ・前年度事業

### 改定案

- 議事
- ・規約改定上申 (支15)
  - ・理事・会計監査の選任・解任 (支15)

- 理事会で議論+本部で承認  
→会員へ報告 (MLの活用)
- ・会計および会計監査
  - ・事業

支15により支部総会は学会定款に準じる。そのため定款の内容を支部に読み替える煩雑な作業が必要になる（一般に上位規程の参照は不自然）。  
支部会計は事業年度開始前における本部承認事項である。事業年度が開始してから支部で追認する点是不自然。

## 支部総会の議決

### 現行

出席過半、賛成総社員2/3以上  
 ・規約改定（支15→定17-2）  
 ・会計監査の解任  
 （支15→定17-2）  
 出席1/3以上、賛成出席過半  
 ・上記以外（支15→定17-1）  
 書面出席可（支15→定13-3）

### 改定案

出席1/3以上、賛成出席過半  
 ・すべての議事（支17）

電磁的な方法を含む書面出席可  
 （支17）



支15→定17-2のため、議事によって採決の方法が異なり、支部総会の運用が煩雑。  
 今後予定されている定款改訂案に倣って電磁的な方法を含むことを可能にしている。

## 支部役員選挙と総会の日程

### 現行

毎年実施（支15→定13-1）  
 04.25 支部理事会→選管組織（選1）  
 05.02 役員選挙告示（規程なし）  
 05.18 投票用紙配付（選2）  
 06.02 投票日（選1?選2?）  
 06.09 開票  
 06.16 結果周知（支15→定14）  
 06.30 支部総会（支15→定13-1）

### 改定案

議事のある年のみ実施  
 05.02 支部理事会→選管組織（支18）  
 05.10 役員選挙告示（支19）  
 05.25 立候補者決定（支19）  
 06.09 投票日（支18）  
 06.16 開票  
 06.23 結果周知（支16, 支25）  
 06.30 支部総会（支25/日程制約なし）

支15+定13-1のため支部総会は毎年6月末日までに実施しなければならない。通例、支部研究発表会と同日開催のため、必ずしもその通りに実施できない。とくに、支部選挙がある年にこの日程の制約を守ろうとすると日程的に厳しい。

支部役員選挙規則が支部規約と別立てられている点は不自然。

選1の投票日と選2の投票締切日の区別が困難。投票用紙の配布を事前に行う点は一般的な投票の原則に照らして明文化すべきではない。

## 支部役員選挙管理委員会

## 現行

組織は支部理事会（支15→細25-4）  
 構成員は理事・会計監査以外  
 （支15→細25-3,7）  
 委員長1名、副委員長1名  
 （支15→細28）  
 選挙実務を実施（支15→細26, 細27）

## 改定案

組織は支部長（支19）  
 構成員は立候補者以外（支20）  
 委員長等（規定なし）  
 選挙実務を実施（支20）

選では選挙管理委員会が規定されていない。そのため支15を拡大解釈し、これに選挙管理委員会の運用も定款・細則に準ずると解している。

支15→細25-3,7から理事・会計監査以外が選挙管理委員になるが、監事を幹事と読み替えず会計監査と読み替えるなど、解釈に著しい困難をもって運用している。

支15→細28から委員10名以内を置くことになっているが、0名も可能としている。実態は委員長が幹事長であり、副委員長が幹事（事務局）となっている。

## 支部役員選挙の方法

## 現行

会員から互選（支9）  
 会員名簿配布が違法の疑い（選2）  
 無記名・文章投票？（選3）  
 理事連記・会計監査単記（選3）  
 →立候補者以外を記入しても有効  
 同点は年長順（選4）  
 開票は常任理事立会（選6）

## 改定案

立候補者から選挙で決定（支9）  
 無記名（支21）  
 立候補者を○×投票  
 →立候補者以外は無効（支19）  
 同点はくじびき（支22）  
 開票は常任理事立ち会い（支24）

かつては会員名簿を配布して、その中から理事を連記・会計監査を単記によって選んでいたが、個人情報保護法に抵触するおそれがあり、会員名簿の配布が困難になった。そのためもあり立候補者を募集する。しかしながら、その規定がないため、立候補者以外の支部会員を記入しても有効票となってしまう。

同点の場合、年長順となっていることから、立候補の際に年齢または生年月日を記入する必要がある。さらに、同じ生年月日のときに当選者を定める方法が規定されていない。

選3の文章投票の意味がわからない。

## 支部会員の定義（定款・細則との矛盾）

6

### 現行

北海道に在住するすべての会員（支3）  
 ≠  
 勤務地、学校、現住所いずれが北海道である場合または国外在住の場合、北海道支部を希望すれば支部会員（細7）  
 名誉会員は含まれていない？議決権がないだけ？

### 改定案

削除（支3）  
 支部会員は細によって定義する。

## 定款・細則との重複

7

### 現行

支部の定義（支1）  
 支部の活動内容（支4, 支5）  
 事業年度（支6）  
 支部細則（支7）  
 支部長の定義（支12）

### 改定案

定義は削除、支部規約が規程に相当（細1）  
 削除→支部の活動内容（細2）  
 削除→事業年度（定39）  
 削除→支部細則（細4）  
 削除→支部長の定義（細3）



## その他

8

## 現行

支部理事会は理事と全国理事（支7）

公益社団法人化後、支部に割り当てられていた全国理事が廃止された。よって、現行では未定義である。

細氷の発行（支16）

支16は細氷発行と総会議事の通知という異なる2つの項目が並列されている。

支部における顕彰が規定されていない。

支部事務局の設置・所在（支2）

支部事務局の場所を陽に記述する必要はない。

理事欠員は互選（選6）

理事総辞職に対する対応が書かれていない。

## 改定案

支部理事会は理事のみ（支7）

細氷の発行（支26）

支部における顕彰（支27）

支部事務局の設置（支2）

理事欠員は互選、総辞職は幹事が代行  
（支24）

## 年間スケジュールの変更例

9

## 現行

4月：第1回幹事会  
（5月：支部役員選挙）  
**6月：第1回理事会**  
6月：総会  
第1回研究発表会  
（7月：支部長会議）  
（10月：第2回幹事会）  
12月：第2回研究発表会  
第2回理事会  
（1月：支部長会議）

## 改定後

4月：第1回幹事会  
（5月：支部役員選挙）  
6月：総会  
第1回研究発表会  
**第1回理事会**  
（7月：支部長会議）  
（10月：第2回幹事会）  
12月：第2回研究発表会  
第2回理事会  
（1月：支部長会議）

## 第31期 北海道支部役員名簿

平成30年6月12日現在

役 職	氏 名	所 属
支 部 長	やまさと ひとし *山里 平	札幌管区气象台
常任理事	いなつ まさる *稲津 将	北海道大学大学院理学研究院
理 事	ふじかわ のりひさ 藤川 典久	札幌管区气象台
会計監査	さとう たかみつ 佐藤 隆光	日本気象協会北海道支社
幹 事 長	さとう ともり *佐藤 友徳	北海道大学大学院地球環境科学研究院
幹 事 (研究発表会1)	やすなり てっぺい 安成 哲平	北海道大学大学院工学研究院
幹 事 (細氷)	よしもり まさかず 吉森 正和	北海道大学大学院地球環境科学研究院
幹 事 (研究発表会2)	おおさわ たかゆき 大澤 隆之	札幌管区气象台
幹 事 (会計)	いけだ たつひろ *池田 達宏	札幌管区气象台
幹 事 (企画)	なかた たくし *中田 琢志	日本気象協会北海道支社
全国理事	ほりのうち たけし 堀之内 武	北海道大学大学院地球環境科学研究院

注) \*は、新任者を示す。

## 平成29年度会計収支報告

(2017年4月1日～2018年3月31日)

日本気象学会北海道支部


項目	予算額	決算額	差異
収入の部			
事業活動収入			
本部交付金	563,600	554,000	9,600
夏季大学等補助金		0	0
支部活動強化基金補助金	100,000	100,000	0
事業収入			
(事項なし)	0	0	0
雑収入			
預金利息	100	7	-93
その他(前年度繰越金)	207,406	207,406	0
<b>事業活動収入計 (1)</b>	<b>871,106</b>	<b>861,413</b>	<b>-9,693</b>
支出の部			
事業活動支出			
事業費支出	(231,000)	(100,000)	131,000
気象講演会経費	(131,000)	(0)	131,000
旅費交通費	15,000	0	15,000
通信運搬費	3,000	0	3,000
消耗品費	3,000	0	3,000
印刷製本費	3,000	0	3,000
会場借料	17,000	0	17,000
諸謝金	90,000	0	90,000
気象講座経費	(100,000)	(100,000)	0
旅費交通費	5,000	0	5,000
通信運搬費	5,000	0	5,000
消耗品費	2,000	0	2,000
印刷製本費	28,000	0	28,000
会場借料	20,000	0	20,000
諸謝金	40,000	0	40,000
手数料	0	486	-486
(本部返納金)		99,514	-99,514
支部機関誌「細氷」刊行経費	(0)	(0)	0
通信運搬費	0	0	0
管理費支出	(394,000)	(298,104)	95,896
総会・理事会・幹事会費	(143,000)	(14,280)	128,720
会議費	20,000	4,047	15,953
旅費交通費	20,000	4,500	15,500
通信運搬費	20,000	2,716	17,284
消耗品費	50,000	0	50,000
印刷製本費	20,000	3,017	16,983
借料	13,000	0	13,000
事務費	(251,000)	(151,632)	99,368
委託費(役務費)	241,000	151,200	89,800
手数料	10,000	432	9,568
役員選挙費	(0)	(0)	0
選挙公報・投票用紙印刷製本費	0	0	0
選挙管理委員会 会議費	0	0	0
ホームページ運営費	(0)	(132,192)	132,192
サーバー通信運搬費(借料)	0	0	0
ホームページ維持管理費(委託役務)	0	132,192	-132,192
<b>事業活動支出計 (2)</b>	<b>625,000</b>	<b>398,104</b>	<b>226,896</b>
予備費支出			
予備費	246,106	0	246,106
<b>予備費支出計 (3)</b>	<b>246,106</b>	<b>0</b>	<b>246,106</b>
<b>当期収支差額 (A) = (1) - (2) - (3)</b>	<b>0</b>	<b>463,309</b>	<b>463,309</b>
<b>前期繰越収支差額 (B)</b>	<b>57</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>次期繰越収支差額 (A)+(B)</b>	<b>0</b>	<b>463,309</b>	<b>463,309</b>

# 平成 29 年 度 会 計 監 査 報 告 書

平成 29 年度北海道支部の会計帳簿及び関係書類等の監査を行い、公正妥当に執行されていることを認めましたので報告します。

平成 30 年 4 月 10 日

日本気象学会北海道支部

会計監査 佐藤隆光 

## 公益社団法人 日本気象学会 北海道支部細則

平成30年6月12日 制定

(顕彰)

第1条 北海道支部賞受賞者を下記の通りに選定する。

- 1 日本気象学会北海道支部賞（以下「支部賞」という。）受賞者を選定するため、支部賞候補者推薦委員会を設ける。
- 2 委員会は支部理事および支部長が指名した支部会員をもって組織する。
- 3 委員会は、主に気象学に関する調査・研究・総合報告・著述等により、北海道支部における気象学の発展に寄与した支部会員を、原則として1名選び、選定理由書とともに受賞者を支部理事会に推薦する。ただし、委員は受賞対象とはならない。
- 4 支部賞は賞状・副賞（賞金）とし、これを受賞者に贈呈する。賞金は1名1万円とする。

第2条 北海道支部発表賞受賞者を下記の通りに選定する。

- 1 日本気象学会北海道支部発表賞（以下「支部発表賞」という。）受賞者を選定するため、支部発表賞候補者推薦委員会を設ける。
- 2 委員会は支部理事および支部長が指名した支部会員をもって組織する。
- 3 委員会は、支部研究発表会において優れた講演を行った支部会員から、原則として5名程度を選び、受賞者を支部理事会に推薦する。原則、半数以上を学生会員とする。ただし、委員は受賞対象とはならない。
- 4 支部発表賞は賞状・副賞（賞金）とし、これを受賞者に贈呈する。賞金は1名5千円とする。

附則

- 1 本細則第2条は平成30年度から施行し、初回の授賞は平成30年度とする。
- 2 本細則第1条は平成31年度から施行し、初回の授賞は平成31年度とする。

## 北海道支部発表賞 選考実施要領

1. 候補者推薦委員会は原則、支部理事3名で構成する。委員会構成員に発表者がいる場合は幹事長または幹事より補充する。

2. 発表者より支部会員を抽出し、投票用紙（別紙参照）を作成する。（推薦委員会では会員リストより学生会員とそれ以外にわけて把握する）

3. 投票用紙コピーを聴講者に配布し、科学的に面白いと感じた発表を2件選び、投票する。投票箱は支部役員選挙で利用したものがある。聴講者は学会員である必要はないが、1名1票とする。

投票者の動線は（投票用紙を渡す場所）→（投票を行う場所）→（出口）もう会場へは戻れない。

4. 発表会終了後、推薦委員会にて開票を行い、第1回発表会については上位2名、第2回発表会については上位3名を原則として、推薦する。このとき各回について学生会員から1名以上の受賞があるように調整する。

5. 賞状・副賞は総会で贈呈したいが、年を跨ぐと難しいので、書留で送ることが想定される。

<経費として必要なもの> 1名7000円程度の予算×5=35000円、顕彰に関する特別会計で処理する。これら業務は当面、常任理事が引き受ける予定（発表担当幹事と事務局もサポート）。

・賞状（1通300円程度）都度ごとに印刷するとよい。

### 賞状

#### 北海道支部発表賞

〇〇〇〇〇（所属機関）

〇〇 〇〇 殿

あなたは〇〇〇〇年度日本気象学会北海道支部第〇回研究発表会にて優秀な研究発表をおこないました

よってここにその栄誉をたたえこれを賞します

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

日本気象学会北海道支部長 〇〇 〇〇（印）

・副賞（1名5000円）

・筒（1本200円）、熨斗（1通100円）

・現金書留+郵便代（1名700円程度）

・投票用紙印刷費（1回につき500円程度）

(別紙)

## 投票用紙

以下より、科学的に面白いと感じた発表を2つ選んで、○をつけてください。

この列に○を 2つ入れる	発表者	講演題目
	青木 篤史	オホーツク海沿岸に生じる帯状雲に関する調査
	野澤千菜美	分布型流出モデルを用いた石狩川流域における出水の検討-2010年8月線状降水帯と2011年9月台風による秋雨前線への暖湿移入の事例-
	初塚 大輔	アンサンブル気候予測データを用いた日本周辺の月降水量極端事象の将来変化
	相河 卓哉	北半球冬季のブロッキング形成過程における再解析および予報データに対する渦度収支解析
	早坂 洋史	サハ南部の森林火災と気象条件 -暖気塊との関連-

## 平成 29 年度支部事業活動報告

### 1 支部総会

日 時：平成 29 年 7 月 24 日(月)

場 所：北海道大学

### 2 支部研究発表会

第 1 回 支部総会を引き続いて行った

日 時：平成 29 年 7 月 24 日(月)

場 所：北海道大学

第 2 回 札幌管区気象研究会と合同開催

日 時：平成 29 年 12 月 11 日 (月)・12 日 (火)

場 所：札幌管区気象台

### 3 気象講座（一般向けのアウトリーチ）

ア 気象講座（サイエンスカフェ形式）

日時：平成 30 年 1 月 20 日（土）

場所：札幌駅前地下歩行空間（チカホ） 北 3 条交差点広場（西）

### 4 気象講演会（準専門家向けの講演会で高度専門知識の共有）

悪天のため、11 月 11 日に予定していた稚内での気象講演会（防災気象講演会）を中止

### 5 細氷 6 3 号発行（支部創立 60 周年記念号）

### 6 理事会

第 1 回

日 時：平成 29 年 6 月 2 日(金)

場 所：札幌管区気象台 防災連絡室

第 2 回

日 時：平成 29 年 12 月 12 日 (火)

場 所：札幌管区気象台 大会議室



日本気象学会北海道支部 2018年度支部総会議事録

日時：2018年 7月17日（火）13時00分～13時30分

場所：北海道大学大学院環境科学院（D201 教室）

参加者数：個人会員の会場出席者 17 名

総会参加者のうち書面による出席者 64 名 合計 81 名

（支部会員現在総数 180 名（2018年 6月29日現在））

決議の要件：支部総会の決議は、支部会員の議決権の3分の1以上を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。（北海道支部規約第十五条および日本気象学会定款第17条）

議事

1. 開会 佐藤幹長より出席状況および決議要件を満たす報告等がされ、支部総会の開会が宣言された。

3. 議長の選出 支部総会議長に 藤原正智 会員（北海道大学）を選出した。

5. 議事 採決の結果、以下のように賛成多数で承認された。

(1) について 賛成 81 名、反対 0 名

(2) について 賛成 81 名、反対 0 名

(3) について 賛成 81 名、反対 0 名

6. 報告

(1) について 幹事長 より報告がなされた。

(2) について 事務局 より報告がなされた。

(3) について 会計監査 より報告がなされた。

(4) について 幹事長 より報告がなされた。

(5) について 粕津理事 より報告がなされた。

7. 議長解任 藤原 議長は解任された。

8. 閉会 佐藤幹長より総会の閉会が宣言された。

以上の議事録の通り相違ありません。

平成 30 年 7 月 17 日

支部総会議長 藤原正智 会員

出席者代表 安成哲平 会員

出席者代表 藤川典久 会員